

「食品流通合理化検討会」 開催要領

第1 趣旨

物流は、我が国の産業競争力の強化、豊かな国民生活の実現や地方創生を支える欠かすことのできない社会インフラとなっている。

一方で、トラックを含む自動車運送業では、長時間労働や低賃金により、人手不足がより深刻化している。中でも、農産物をはじめとした食品の輸送は、トラックによる輸送が大宗であるが、出荷量が直前まで決まらない、手待ち時間が長い、手荷役作業が多い、小ロット多頻度での輸送が多い等の事情により、取扱いを敬遠される事例が出てきている。加えて、水産物の輸送には、水揚げ港・魚市場が分散し、鮮度維持が極めて重視されるという特性もある。

また、食品ロス削減について、食品関連事業者も食品ロス削減目標の達成に向け、積極的に取り組むものとされている。

こうした背景から、物流に係る諸課題の中でも特に喫緊の対応が求められる食品流通（花き流通を含む。）について、関係者の相互理解の下、サプライチェーン全体で一貫した合理化対策を検討するため、地方自治体、発荷主・運送業・着荷主の団体等からなる「食品流通合理化検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

なお、水産物については、その特性を踏まえた検討を加えるため分科会（以下「水産分科会」という。）を設置する。

第2 構成

検討会は別紙1、水産分科会は別紙2に掲げる委員及び専門委員により構成する。

第3 開催及び運営

- 1 検討会及び水産分科会は、農林水産省、国土交通省及び経済産業省が共同で開催する。
- 2 検討会及び水産分科会の議事は、自由な意見交換を確保する観点から非公開とする。なお、検討会終了後に概要を公表することができるものとする。
- 3 検討会及び水産分科会の円滑な運営のため、関係者による準備会を開催することができるものとする。
- 4 検討会の議事進行は農林水産省食料産業局が、水産分科会の議事進行は水産庁が、それぞれ行う。

第4 事務局

検討会に関する事務は農林水産省食料産業局食品流通課が、水産分科会に関する事務は水産庁加工流通課が、それぞれ関係部署と連携して行う。